

## 少人数学級・教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の復元を求める意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられることとなった。今後、小学校だけではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実現が必要である。

その上、萩生田文部科学大臣が、改正義務標準法に関わる国会答弁の中で、30人学級や中学校・高等学校における少人数学級の必要性について言及しているように、さらにきめ細やかな教育をするためには、30人学級の実現が不可欠である。

学校現場では、貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積している。加えて新型コロナウイルス感染症対策にも取り組まねばならない。子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種配置増など教職員定数改善は欠かせない。

義務教育費国庫負担制度については、2006年に「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的処置等を講じている自治体もあるが、未来を担う子供たちが住む地域や環境に関係なく平等に教育を受けるためには、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、豊かな子供の学びを保障するための条件整備が必要である。

こうした観点から、2022年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、強く要望する。

### 記

- 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月24日

内閣総理大臣  
財 務 大 臣  
文部科学大臣  
総 務 大 臣 様

兵庫県播磨町議会